

# 第2期 みとよ子ども 未来応援計画

概要版



令和5年3月  
香川県三豊市

# 1

## 計画の策定にあたって

### 計画策定の目的

本市では、将来を担う子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していくことのできる環境を整えるとともに、教育の機会均等を図ることができるよう、平成30年3月に「みとよ子ども未来応援計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、庁内の関係各課が連携して、子どもの貧困対策を推進してきました。

子どもの貧困対策を一層推進していくため、本市では、第1期計画の見直しを行い、「第2期みとよ子ども未来応援計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。本計画では、第1期計画の施策を継承した取組を踏まえつつ、引き続きすべての子どもが家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢と希望をもって将来を歩んでいけるよう、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進していくことを目指します。

### 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、毎年評価を行うこととし、令和9年度には本計画の見直しを行います。

# 2

## 基本的な考え方

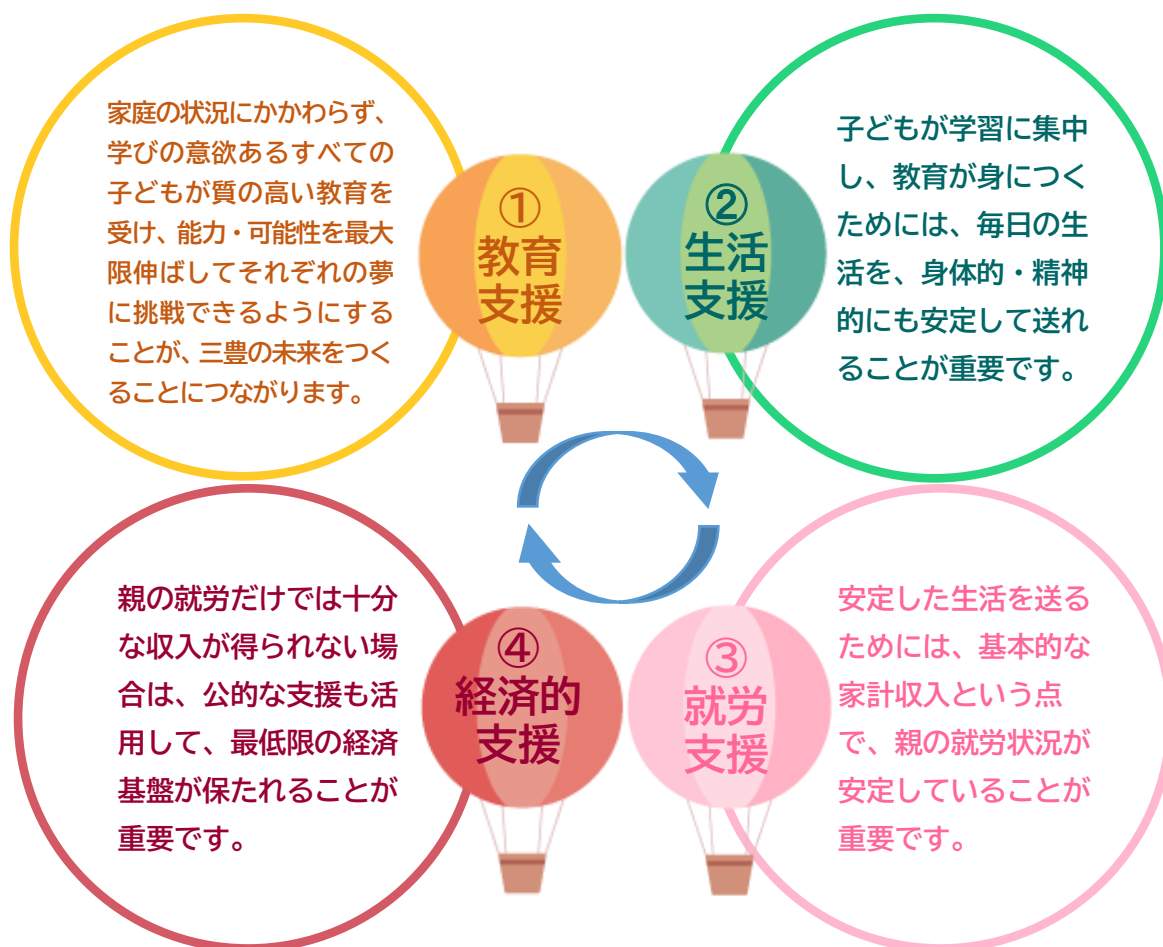
### 基本理念

本市では、市政における最上位計画である「三豊市第2次総合計画」の中で、「未来」の子どもたちが自由に夢を描き、かなえるための“豊かさ実感都市”を、「今」を生きる私たちみんなの手でつくっていこうという決意のもと、「One MITOYO～心つながる豊かさ実感都市～」をまちの将来像と定めています。本計画においても第1期計画の基本理念を踏襲し、各種施策を推進していくこととします。

三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる  
すべての子どもの可能性を育むまち



## 施策の方向性



## 3

## 施策の展開

### ① 教育支援

#### (1) 学校教育における総合的な子どもの貧困対策

家庭環境や経済状況に影響されることなく、子どもの教育機会が保障されるよう、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。また、いじめ防止対策や、子どもの家庭環境などを踏まえた相談体制の構築に努めます。

#### (2) 幼児期の教育・保育の充実及び環境の整備

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくなど、基本的な生きる力を獲得する時期となります。子どもの発育や学びの連続性の確保を支援するとともに、教育・保育費の負担軽減を図ります。

**(3) 特に配慮を要する子どもへの支援**

障がいがある場合や、外国にルーツを持つなどにより日本語が不自由な場合など、配慮が必要な子どもとその保護者への支援を行います。

**(4) 就学支援・進学支援**

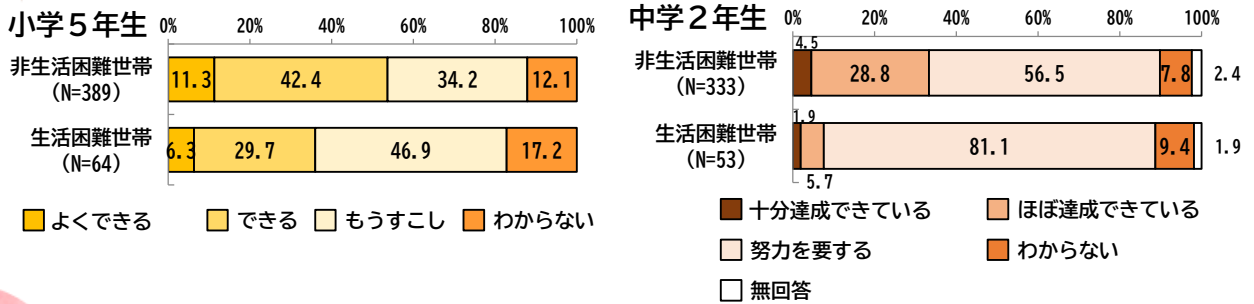
学びの意欲あるすべての子どもたちが、必要な教育を受けることができるようにするため、就学・進学に必要な支援を行います。

**(5) 生活困窮世帯等への学習支援及びその他教育支援**

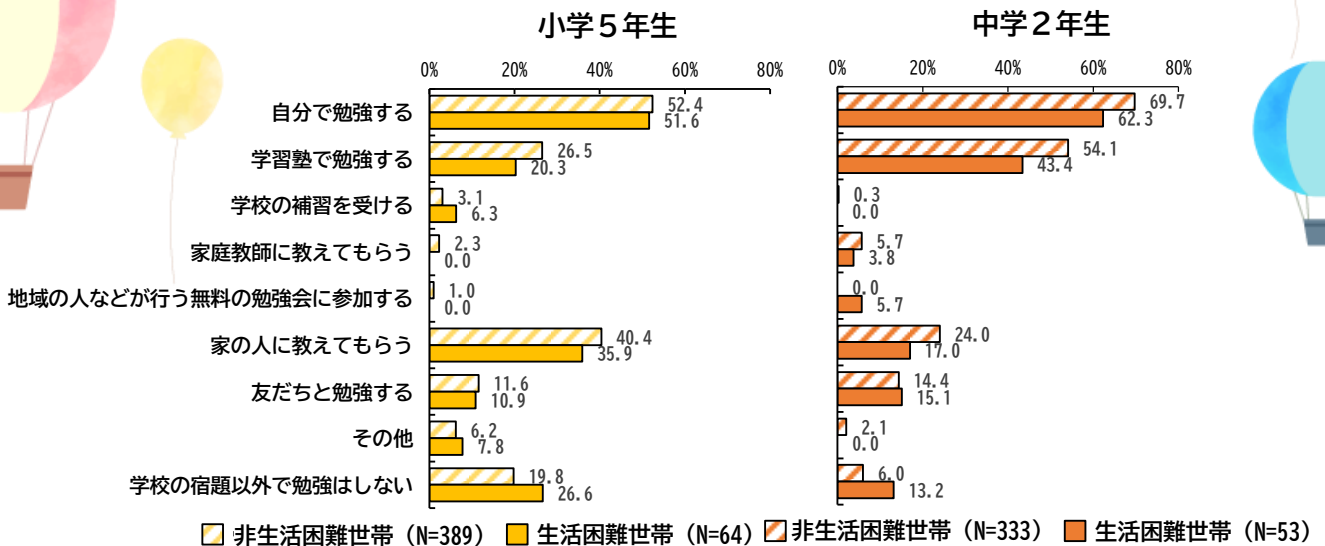
生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援を行います。

●三豊市の現状● ～令和3年度みとよ子ども未来応援計画に関するアンケート調査結果より～

自分の成績についてどう思っているか



ふだん学校の宿題以外で、どのように勉強をしているか



◇アンケート調査結果によると、生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、学習塾等で勉強する割合が低く、学校の授業以外の勉強時間が少ない傾向がみられます。また、成績について「よくできる」「十分達成できている」と答えた児童生徒の割合が低くなっています。

◆子どもの進学に対する意識や通塾、習い事の状況及び子ども自身の学習理解度については生活困難の状況で違いが出ていることから、家庭環境に左右されない学習を保障する取組を検討する必要があります。

### (1) 子どもの生活支援

子どもの健やかな成長を図るとともに、心身の健康な生活習慣の継続のための正しい知識や社会的スキルを身につけ、主体的に生涯にわたって健康づくり等を実践していける子どもを育みます。

### (2) 子育ての支援

家庭環境や経済状況に影響されることなく、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、母親の心身のケアや育児サポートなど、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図ります。

### (3) 相談窓口の充実

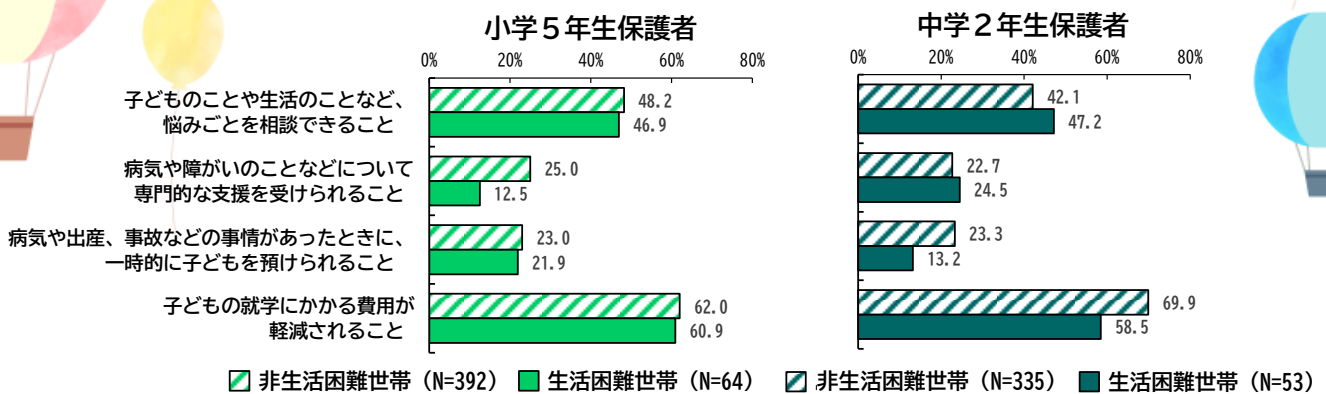
貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがない等の状況もみられるため、こうした子どもや家庭を早期に発見し、支援につなげられるよう、アウトリーチ型のアプローチや気軽に相談できる機会の充実を図ります。

### (4) 地域における子どもの居場所づくり

子どもが放課後や学校休業日等を安心できる環境で過ごせる居場所の確保を図ります。

## ●三豊市の現状● ～令和3年度みとよ子ども未来応援計画に関するアンケート調査結果より～

### 子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援



◇アンケート調査結果によると、就学費用の軽減に加え、悩みごとを相談できることや専門的な支援などが必要とされていることがうかがえます。

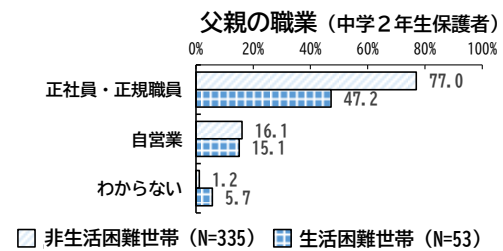
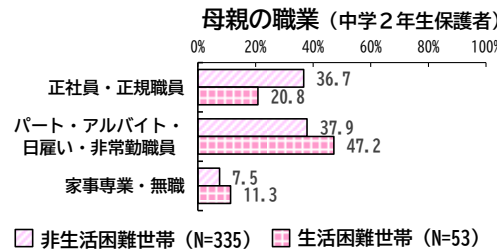
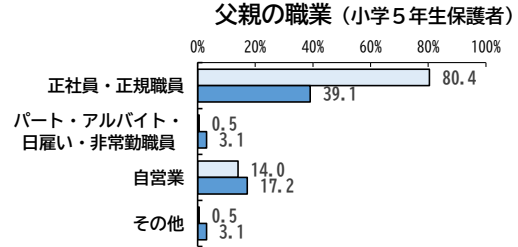
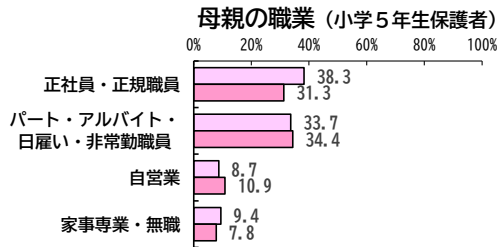
◆日常的に支援を受けにくく孤立しがちであることが考えられるため、経済的に厳しい状況にある世帯を孤立させないための取組が課題です。

③ 就労支援

就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます

●三豊市の現状● ～令和3年度みとよ子ども未来応援計画に関するアンケート調査結果より～

子どもの親の現在の職業  
(主なもの抜粋)



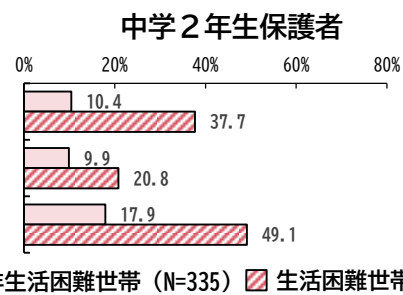
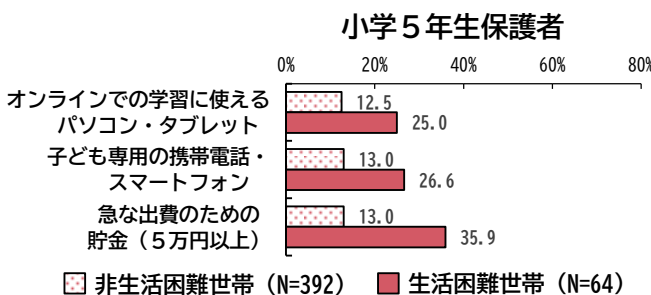
◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、母親、父親の職業は「正社員・正規職員」の割合が低くなっています。  
◆就労面では、就職、転職等の情報提供や就労に有利となる資格取得等に対する支援の充実が求められます。併せて保護者の就労を支える保育・子育て支援の充実も必要です。

④ 経済的支援

各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、自立に向けた支援を行っていきます。

●三豊市の現状● ～令和3年度みとよ子ども未来応援計画に関するアンケート調査結果より～

経済的理由のために世帯にないものはあるか (上位3項目)



◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、「急な出費のための貯金 (5万円以上)」がないと答えた割合が高くなっています。  
◆子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成支援と、それらの制度のより一層の周知を図る必要があります。

## 事業一覧

施策	基本施策	事業	
1 教育支援	(1) 学校教育における総合的な子どもの貧困対策	確かな学力と豊かな心の育成	スクールカウンセラー事業
		信頼される教育環境づくり	スクールソーシャルワーカー事業
		いじめ防止対策等の推進	
	(2) 幼児期の教育・保育の充実及び環境の整備	就学前教育・保育の充実	幼児教育から義務教育への円滑な接続
		豊かな心の育成	幼児教育・保育の無償化
		幼保連携の推進	
	(3) 特に配慮を要する子どもへの支援	障がい児教育・保育の充実	外国人児童生徒等への支援
	(4) 就学支援・進学支援	就学援助費の支給	奨学資金の貸付
		子どもの学習支援事業	給付型奨学金
	(5) 生活困窮世帯等への学習支援及びその他教育支援	子どもの学習支援事業	自尊心を育てる人権教育事業
2 生活支援	(1) 子どもの生活支援	食育の推進	学校給食の実施
	(2) 子育ての支援	養育支援訪問事業	幼稚園での預かり保育
		子育て短期支援事業	つどいの広場事業
		子育て応援サービス券支給事業	一時預かり事業
		子育てホームヘルプ事業	予防接種事業
		ファミリー・サポート・センター事業	三豊市愛育会
		放課後児童クラブ事業	妊産婦・乳幼児健康診査
		母子健康手帳交付及び保健指導	健康教育
		産前・産後サポート事業	乳幼児健康診査
		妊婦訪問・乳児家庭全戸訪問事業	発達障害児等巡回相談支援事業
		産後ケア事業	良好な居住環境の整備
	(3) 相談窓口の充実	子育て世代包括支援センター事業	のびのび相談・こども相談・すてっぷ相談
		利用者支援事業	子ども家庭総合支援拠点事業
	(4) 地域における子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくり推進事業	放課後子ども教室推進事業
こどもの居場所づくり事業		児童館管理運営事業	
3 就労支援	ひとり親の就労相談	自立支援教育訓練給付金事業	
	就労相談	高等職業訓練促進給付金等事業	
4 経済的支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	児童手当支給事業	
	子ども医療費助成事業	児童扶養手当支給事業	
	生活保護支給	遺児年金支給事業	
	生活困窮者自立相談支援事業	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	



## 行政、相談・支援機関、地域の役割

## 行政の役割

市は、県や関係機関等と連携しつつ、積極的かつ主体的に役割を果たす必要があります。また、福祉部門における連携にとどまらず、教育委員会と児童福祉部門等が実効性のある連携を確保できる体制を整備する必要があります。

相談支援  
機関の役割

子どもや家庭を取り巻く問題の背景にひそむ課題を見極めるため、より詳しく情報収集を行い、支援方針を検討するとともに、ネットワークを作り、相互に連携することで、複雑な課題にも対応できるようになり、より効果的な支援が可能になります。

## 地域の役割

子どもや家庭が地域から孤立することのないよう、子どもたちを地域の中で育て、支える取組が必要です。子どもや保護者に関わる機関や団体においては、子どもや家庭の状況に気を配り、相談・支援機関へ連絡、相談するなどの行動を起こすことにより、効果的な支援につなげていくことができます。

## 啓発・広報の推進

広報紙や市ホームページ等への掲載だけでなく、パンフレットの作成・配布や、SNS等の他の媒体の活用も含めて幅広く検討するとともに、幼稚園、保育施設、認定こども園、学校、地域、民間事業者等との連携・協働により、効果的な啓発活動を推進します。

## 計画の進行管理

本計画の計画期間においても、国や県の施策・動向を注視しつつ、必要な見直しは随時行うものとします。また、子どもの貧困を取り巻く環境の変化を捉えながら、各事業の見直し・改善を図るとともに、必要な調査等を行い、子どもの貧困の課題に資する施策の推進に努めます。



## 第2期みとよ子ども未来応援計画 概要版

発行年月 令和5年3月

発行者 三豊市

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

編集 三豊市健康福祉部子育て支援課

TEL 0875-73-3016 FAX 0875-73-3023